

三田市災害見舞金等支給要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市内に発生した災害による被災者及びその遺族に対し、応急対策として市から災害見舞金及び死亡弔慰金（以下「見舞金等」という。）を支給することについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 災害 暴風、豪雨、洪水、豪雪、地震その他異常な自然災害又は火災により被害が生ずることをいう。
- (2) 被災者 災害により被害を受けた家屋に現に居住する世帯の世帯主又はこれに準ずる者、市内に居住する者で災害により10日以上入院を要する重傷を負った者及び災害により死亡した者をいう。

(被害程度の認定)

第3条 被害の程度は、被害状況を調査、確認のうえ認定するものとする。ただし、火災被害の認定については、消防本部から報告の被災程度を重視するものとする。

(見舞金等の支給)

第4条 市は、被災者又はその遺族に対し、被害の程度に応じて、別表に定めるところにより見舞金等を支給する。ただし、市長が特に必要と認めるときは、この限りではない。

(見舞の時期)

第5条 見舞金等は、速やかに被災者又は遺族に支給しなければならない。

(遺族の範囲等)

第6条 死亡弔慰金を支給する遺族は、死亡した者の死亡時において、死亡した者と生計を同じくしていた次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含み、離婚の届出をしていないが事実上離婚したと同様の事情にあった者を除く。）
- (2) 共に三田市パートナーシップ宣誓制度実施要綱（令和元年10月11日施行）第6条に規定するパートナーシップ宣誓書受領証及びパートナーシップ宣誓証カードの交付により受領証明を受けた者

- (3) 子
- (4) 父母
- (5) 孫
- (6) 祖父母
- (7) 兄弟姉妹

2 給付を受けるべき遺族の順位は、前項に規定する順序とする。

3 前項の場合において、同順位の父母については、養父母を先にし、実父母を後にし、同順位の祖父母については、養父母の父母を先にし、実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし、実父母を後にする。

4 遺族が遠隔地にある場合その他の事情により、前2項の規定により難しいときは、これらの規定にかかわらず、第1項の遺族のうち、市長が適当と認める者に支給することができる。

5 前3項の場合において、災害見舞金の支給を受けるべき同順位の遺族が2人以上あるときは、その1人に対してした支給は、全員に対しなされたものとみなす。

(摘要除外)

第7条 市は、第4条の規定に該当する場合であっても、被災者の故意によるものと市長が認めたときは、見舞金等は支給しないことがある。

2 この要綱は、災害救助法（昭和22年法律第118号）の適用を受けた災害については適用しない。

3 市は、条例の規定による災害弔慰金の支給が行われたときは、この要綱による死亡弔慰金は支給しないものとする。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、見舞金等の支給について必要な事項は、市長が定める。

付 則

この要綱は、昭和54年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、昭和63年4月1日から施行する。施行の日以後に生じた災害から適用する。

付 則

この要綱は、平成20年11月10日から施行する。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年5月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

2 この要綱による改正後の三田市災害見舞金等支給要綱第6条の規定は、施行日以後に生じた災害に係る災害見舞金について適用し、同日前に生じた災害に係る災害見舞金については、なお従前の例による。

別表（第4条関係）

被害程度	見舞金等の額
全 壊 全 焼 全流失	1世帯につき 30,000円
半 壊 半 焼 半流失	1世帯につき 20,000円
床上浸水	1世帯につき 5,000円
死 者	1人につき 20,000円
重 傷 者	1人につき 10,000円

備考

- 1 世帯とは、生計を同じくする実際上の生活単位をいう。
- 2 全壊、全焼及び全流失とは、住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のもの又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。
- 3 半壊、半焼及び半流失とは、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、損壊部分はその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合20%以上50%未満のものとする。
- 4 破壊消防による全壊及び半壊は、この表の全壊及び半壊として取り扱う。